

# 消防団災害対応力向上デジタル化事業仕様書

## 1. 目的

アプリケーションにより出動指令の通知、災害情報共有、消防団の庶務（スケジュール管理、出動報酬の計算、事務連絡等）を行う。

## 2. 業務の概要

- (1) 業務名 消防団災害対応力向上デジタル化事業
- (2) 業務場所 美馬西部消防組合消防本部、他
- (3) 契約期間 契約締結の翌日から令和6年2月29日まで
- (4) 使用対象 消防団員（令和5年4月1日時点、消防団員数366名）、その他

## 3. 機能及び運用

### (1) アカウント登録

システムを多機能携帯電話等にインストール後、団員毎にアカウント情報を配布し、個人のアカウントを登録することとする。

### (2) ユーザー管理

システムを利用するアカウントは発注者が指定する団員番号により登録するものとする。登録する情報は以下のとおりとする。

- i) 団員番号（発注者指定番号）
- ii) 氏名
- iii) 電話番号
- iv) 階級（団長、副団長、分団長、副分団長、班長、団員）
- v) 分団名（美馬町第1～6分団、つるぎ町半田第7～14分団、つるぎ町貞光第15～20分団、つるぎ町一字第21～24分団）
- vi) その他（使用状況により増減ができること）

### (3) セキュリティ対策

#### i) パスワード設定

アカウント登録時にパスワードの設定ができること。また、英数や記号等を含む複雑性を担保すること。

#### ii) 権限設定機能

不正アクセスの防止や、アカウントの再設定や有効化・無効化などを行える、管理者機能を備えること。

消防本部職員や消防団幹部など、それぞれの職階に応じて利用できる機能や権限を設定できること。

iii) 不正アクセス対策

悪意のある第三者が容易にデータやアプリケーションにて配信される情報を閲覧、受信等することがないように対策を講じること。

iv) 情報安全性確保義務

受注者は、本アプリケーションの提供において、発注者の情報資産の安全性を確保するものとし、その義務と責任を果たすこととする。

(4) 出動指令通知

発注者より随時提供する火災等の災害種別、出動区分、現場所在地情報を元に登録された多機能携帯電話に通知ができること。

また現場所在地情報のエリアに合わせて通知する分団の自動選別も併せてできること。

現場所在地がアプリ内地図または多機能携帯電話に登録された地図アプリ上に表示できること。

(5) 災害情報通知

活動中の団員の現在位置をリアルタイムで表示する機能を有すること。

(6) 動態管理機能

団員が出動指令を受信した際、出動の可否を報告する機能を有すること。

(7) 連絡機能

アプリ内でチャットまたは音声通話による連絡手段が利用できること。

(8) 一斉通知機能

活動終了後の撤収指示等を一斉にプッシュ通知する機能を有すること。

(9) 参考連絡

一般的な事務連絡等について、消防本部職員、防災担当職員や消防団幹部職員が情報を掲載し閲覧できる機能を有すること。

(10) 業務連絡、車両日誌機能

i) 出動報告がアプリケーションより送信が可能なこと。

ii) 車両等含む資機材の整備記録がアプリケーションより送信が可能なこと。

(11) スケジュール管理

団員が出動する活動の内、予め定められた訓練や防火指導等の活動する日時を通知、出動可否の連絡を行う機能を有すること。

(12) 出動災害記録

出動報告等、アプリに記録された情報を、権限のある利用者が電子媒体等に保存が可能なこと。

#### (13) 出勤報酬の集計

- i) 災害で団員が活動した履歴（指令覚知時刻、活動時間、災害種別、出勤区別、現場住所、出勤した団員の記録）を収集できること。
- ii) 災害以外で団員が活動した履歴（訓練・点検など活動種別、活動時間、活動住所、出席した団員の記録）を収集できること。
- iii) 上記 i) 及び ii) の情報から団員及び分団ごとに出勤報酬の集計が出来ること。

#### (14) その他の機能

- i) 延焼区域及び浸水区域並びに搜索状況を地図上に表示できること。
- ii) 団員より現場の動画像の配信ができること。
- iii) 消防水利の新設、撤去、及び移設状況を更新することができ、また水利の情報（種類、管径、容量）を入力できること。

#### (15) 機能の権限

- i) システムは庁舎内設置の端末より団員及び職員が私用で所有する端末に対して災害情報や業務連絡等の情報を伝達できること。
- ii) システムは団員及び職員が私用で所有する端末より指令センター、消防本部、消防署など庁舎の端末へ報告事項や現場動画像などの映像を送信することができること。

#### (16) 特記事項

- i) 本アプリケーション利用料は、カスタマイズ費用及びデータ修正費用を含む。
- ii) 本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、発注者及び受注者の協議によって決定するものとする。

## 4. 導入及び運用開始

受注者は、システムの円滑な運用を図るため、責任を持って、消防団員および消防本部職員に対して運用・操作に係る研修を実施するものとし、当該教育等に係る費用は受注者の負担とする。

### (1) 研修概要

アプリ導入支援研修、システム操作研修

### (2) 研修体制

- i) 運用開始前に美馬西部消防組合消防本部職員と受注者で日程調整し研修要員を派遣すること。
- ii) 研修の実施については、監督職員と協議の上、発注者が指定する職員及び消防団員に対して実施することとする。

### (3) 契約締結後のスケジュール

- i) システムアプリ設定 令和5年7月下旬～8月上旬
- ii) 団員研修 令和5年8月上旬～8月下旬
- iii) 本格運用 令和5年9月1日～

## 5. 秘密保持義務

発注者及び受注者は、直接又は間接的に知りえた相手方の業務上の情報（ただし、開示当事者が秘密である旨明示したものに限り）を、外部に漏らし又はほかの目的に利用してはならない。この契約の終了後又は解除された場合も同様とする。ただし、取得の際にすでに公開され若しくは取得していた情報、取得後に公開され若しくは独自に開発した情報、第三者から守秘義務なく取得した情報、又は司法機関・行政機関の命令による開示義務の範囲の情報については、秘密を保持すべき情報に含まない。

## 6. 保守

- (1) 保守については、システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、機能維持を図るための万全な保守体制（24時間）をとること。
- (2) リモート監視または職員等により障害の発生を確認した時には、速やかにリモートメンテナンス及び電話サポート等により対応すること
- (3) システムの保守管理についてはクラウドによるライセンス提供によりシステムの保守管理は受注者が実施するものとする。